

『箕面市カラスによる被害の防止及び 生活環境を守る条例』の概要と解説



箕面市



1 条例の特徴

1 . どんな条例ですか？

カラスに対する餌やり（給餌）を禁止します



2 . 条例の目的は？

カラスによるごみ荒らし、鳴き声やふんによる生活環境被害を防止するためです

3 . 条例に違反するとどうなりますか？

違反者には10万円以下の罰金が科せられることがあります

4 . いつからですか？

平成23年7月1日からです



2

餌やり（給餌）とは？

カラスに続けて、繰り返し、餌を与えること。

餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。

次のような行為はカラスを集めることになりますので止めましょう



生ごみの放置

カラスがごみを荒らすようなら、カラスネットやポリ容器を使用するなどの対応をお願いします。



犬や猫の餌の放置

犬や猫に対する餌やりを禁止しているわけではありませんが、放置した餌にカラスが集まって来ないように対処してください。



カラス以外の鳥や動物への餌やり

まいた餌にカラスが集まってくるようなら、すみやかに餌の回収をお願いします。

3

カラス被害とは？

カラスが原因で複数の住民の身体、財産、生活環境に著しい被害が生じている状態。



- ごみを荒らす
- 鳴き声がうるさい 羽毛で汚い
- ふん尿で汚い くさい
- 人やペットを攻撃する 威嚇する
- 物を壊す

地域の住民のみなさんが生活環境被害で同じように困っている状態



4 市の役割・市民の役割

カラス被害を発生させない対策

箕面市

カラス被害に対する啓発
カラス対策の調査・研究等

協調

市民

市の施策への協力
カラス被害を発生させない努力



カラス被害が発生した時の対策

箕面市

カラス対策実施
現地確認・実態調査
条例の運用

協調

市民

条例の遵守



5

カラス被害を発生させないために

カラス被害は、わたしたちのちょっとした心がけで防ぐことができます。
カラスを集めてしまうことがないように日頃から注意しましょう！

日常生活でカラスを集めないように注意する点

- 生ゴミを見えないようにする
- ポリ容器を使用する
- ごみ出し時間を守る
- カラスネットを活用する



- ペットの餌を放置しない



誰にでもできるカラスを安全に撃退する方法

- 懐中電灯のフラッシュ光



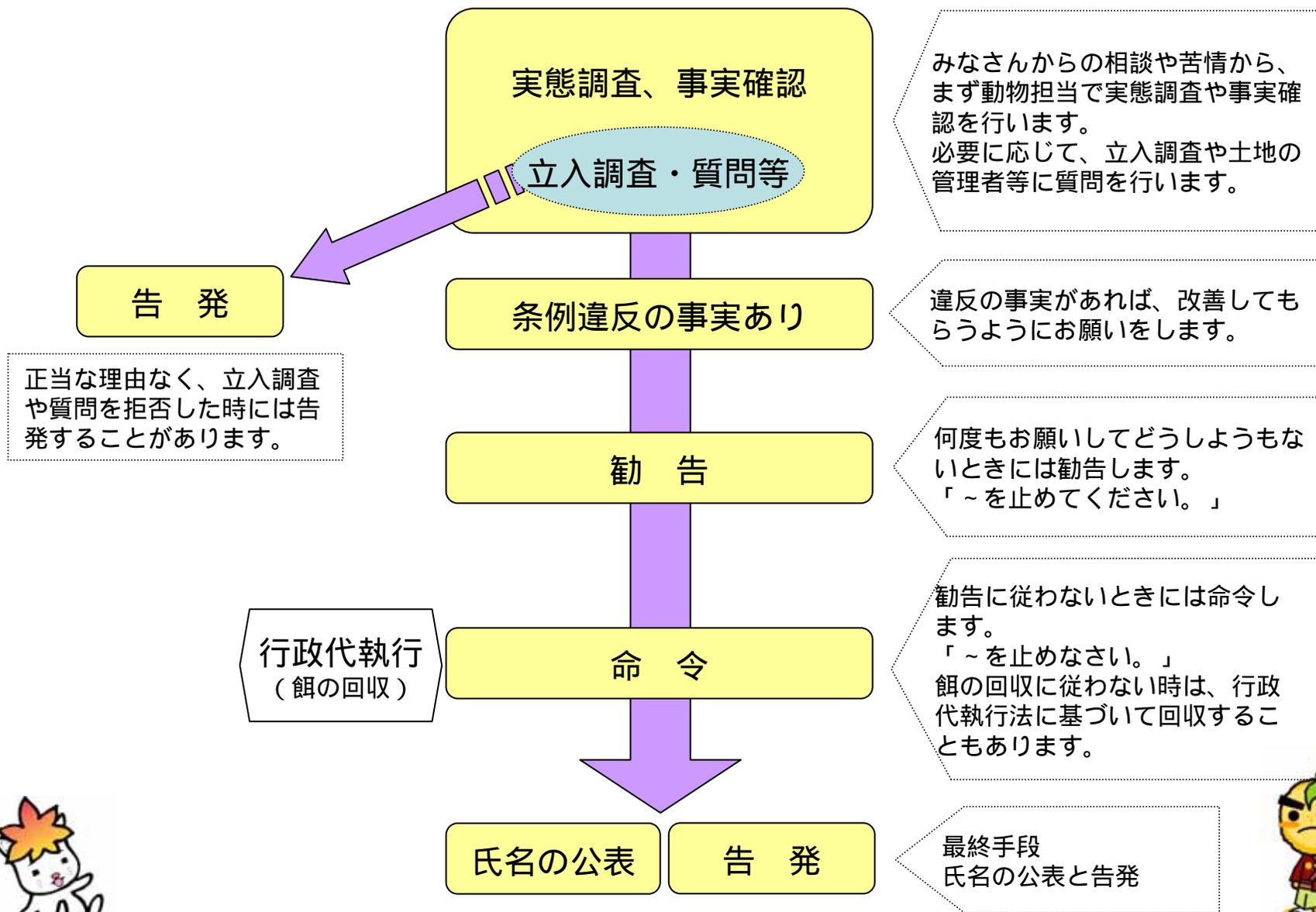
- キラキラした光で追い払う
- 鏡で太陽光を反射



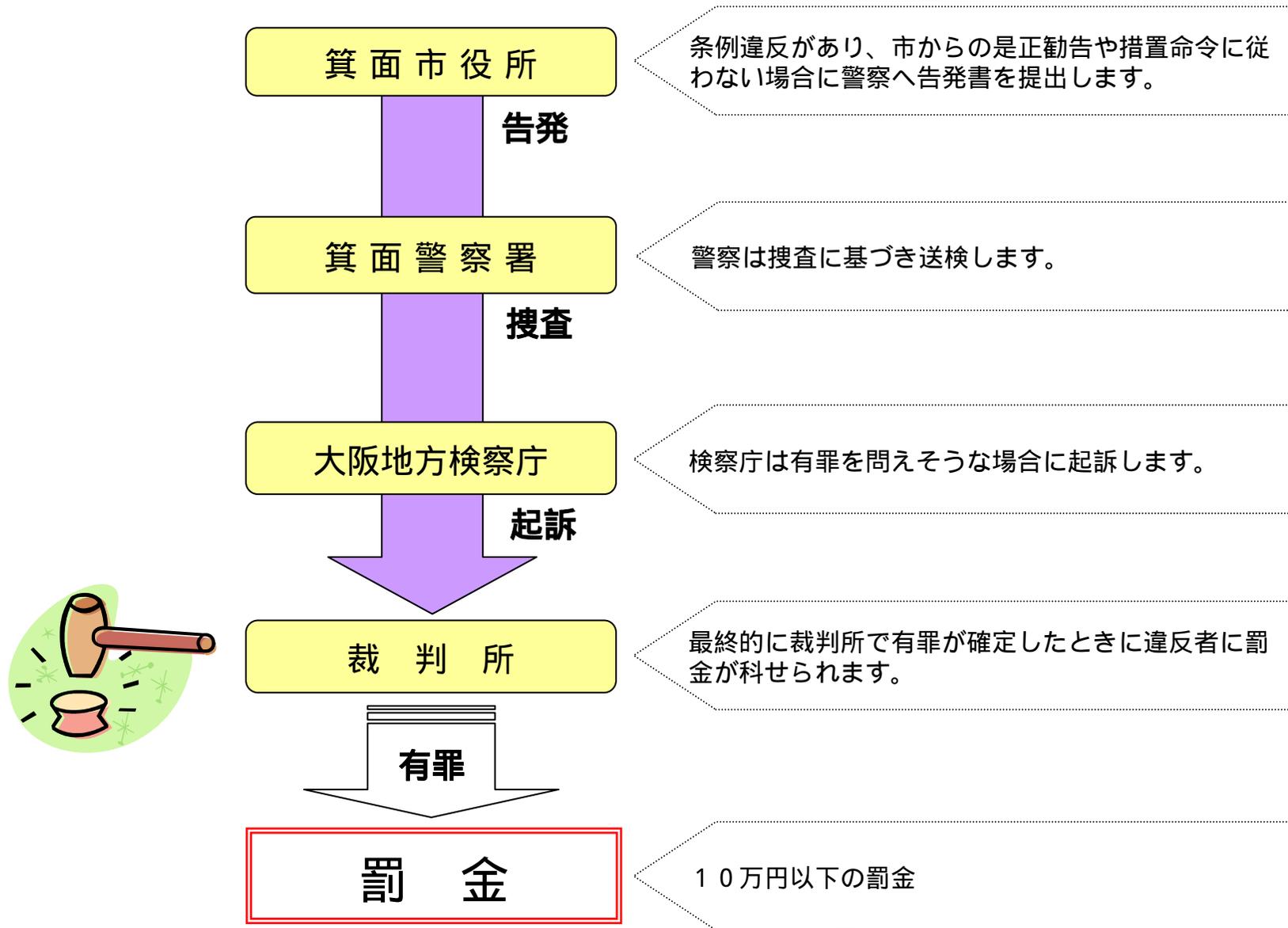
ゴミ出しが悪くてたまたまカラスが集まったような場合は条例違反になりません。
あくまでも繰り返し行うなどの悪質な場合に適用されます！



6 条例適用の流れ



7 告発後の流れ



8

条例制定までの経過

H19年度

- 動物担当設置

H20年度

- 条例について検討を始める

H21年度

- 大阪府警、大阪府との協議
- 大阪地検との協議

H22年度

- 大阪地検から原案了承の回答
- パブリックコメントの実施
- 条例最終案作成
- 大阪地検との再協議
- 大阪地検から最終案了承の回答
- 条例案議会提出
- 条例議決 平成22年12月20日
- 条例公布

H23年度

- 条例施行 平成23年7月1日



9

Q & A 編

Q．カラスに餌をやってはいけないのですか？

A．そもそもカラスは野鳥ですから、人に慣れさせないためにも餌は与えないほうがいいのです。しかし、餌を与えたからといってすぐに条例違反で罪に問われるということにはなりません。あくまでも地域でカラス被害が発生していることが前提条件です。

Q．犬や猫に餌をやってはいけないのですか？

A．ペットとして飼っておられる動物に餌をやってはいけないというものではありません。ただし、食べ残した餌にカラスが集まるようなら、速やかに放置餌の回収をお願いします。

Q．たまたまごみの出し方が悪くて多くのカラスが集まったのですが、条例違反になりますか？

A．ごみの出し方を改めてもらえれば違反にはなりません。地域のみなさんで取り組んで、カラスを寄せ付けないようにしましょう。

Q．何故罰金なのですか？

A．この条例に対する違反行為は、明らかに地域のみなさんに対する迷惑行為です。箕面市は、命令に従わないことは悪質な迷惑行為にあたりますので、罰金が妥当であると考えました。